

◎新潟県告示第1230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年11月30日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市藤塚浜字石山海岸3585番37から	新	11.2～22.4メートル	62.0メートル
同市藤塚浜字石山海岸3585番34まで	旧	11.2～12.8メートル	62.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道345号、県道中条紫雲寺線と重用

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市藤塚浜字石山海岸3585番37から	新	11.2～22.4メートル	62.0メートル
同市藤塚浜字石山海岸3585番34まで	旧	11.2～12.8メートル	62.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号、県道中条紫雲寺線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中条紫雲寺線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市藤塚浜字石山海岸3585番34から	新	11.2～22.4メートル	62.0メートル
同市藤塚浜字石山海岸3585番37まで	旧	11.2～12.8メートル	62.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道113号、一般国道345号と重用